

## 県施行都市計画道路等整備負担金事業の内容

都市安全部 道路建設課

## 1 事業概要

県が現在事業中の(都)尼崎宝塚線、事業着手準備中の(都)中筋伊丹線の2路線の事業費に対して、市が費用負担を行っている。都市計画事業は都市計画法で市町村が行うものと定められているが、国県道については道路管理者である県が事業を行い、受益者である市が地方財政法の規定に基づいて一定の費用を負担している。

(都)尼崎宝塚線は、尼崎市臨海部と本市市街地を結ぶ阪神間の南北主要幹線道路であり、4車線化による円滑な交通の確保、広域ネットワークの形成などを目的としており、現在、市内の未整備区間である小浜南工区の事業認可を受け整備を進めている。

(都)中筋伊丹線は、本市市街地と伊丹市市街地を結ぶ幹線道路であり、(都)宝塚平井線と交差する中筋2丁目交差点が渋滞交差点解消プログラムに位置付けられるなど、慢性的な渋滞が発生しており、その緩和を目的に4車線化の事業着手に向けて取り組んでいる。

## 2 令和5年度事業内容

(都)尼崎宝塚線は、事業の終盤を迎えており、舗装の打ち換えや仮設ガードレールの撤去等の工事を行い、令和5年度中の事業完了を目指している。

(都)中筋伊丹線は、これまでも道路予備設計を行っており、それに伴って関係機関協議等を継続的に進めているが、修正設計や都市計画変更が必要になってきていることから業務委託を行い、令和7年度中の事業認可取得を目指している。

## 3 令和5年度事業費及び市負担金

## (1) 歳出

(単位：千円)

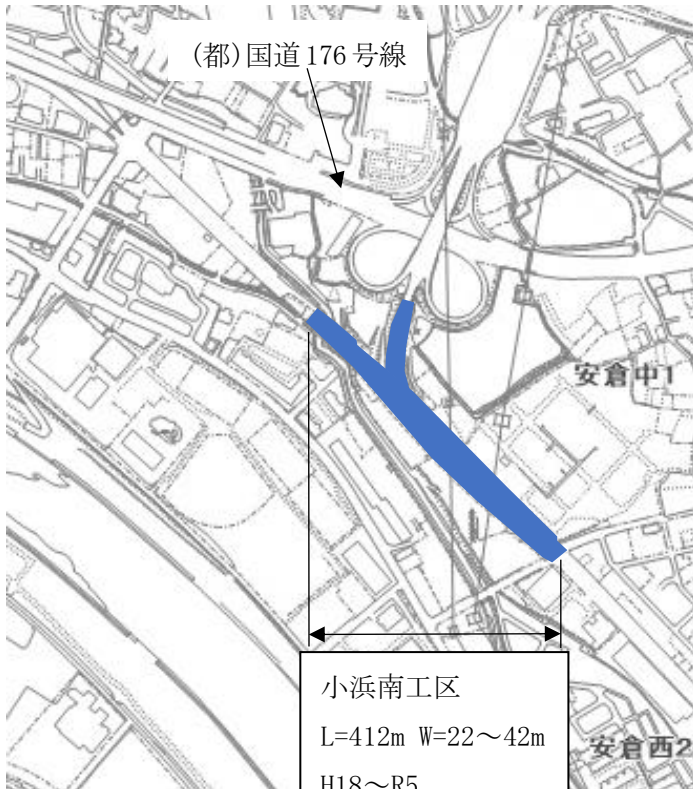
路線名	事業費区分	事業費	市負担率	市負担金
(都)尼崎宝塚線	県単独	21,000	1/2	10,500
(都)中筋伊丹線	県単独	21,000	1/2	10,500
計		42,000		21,000

## (2) 歳入

(単位：千円)

路線名	事業費区分	市負担金	街路整備事業債
(都)尼崎宝塚線	県単独	10,500	9,400
計		10,500	9,400

(都) 尼崎宝塚線



(都) 中筋伊丹線

